

第46回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

令和6年12月10日

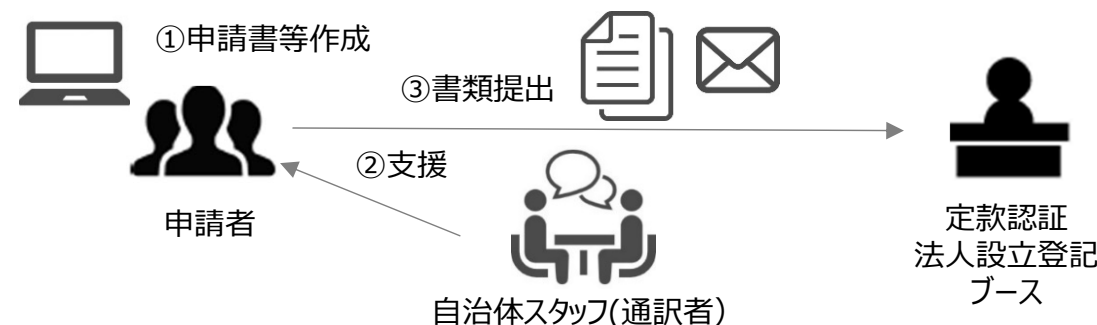
現状と課題

創業時の各種手続において、定款認証、法人設立登記の手続については、**英語による記載・申請は不可**



英語申請対応（2025年2月以降）

- 法務省が作成した英語入力による「申請書等作成支援ツール」を自治体HPに掲載
- 申請者がツールを用いて英語で必要項目を入力し、英語/日本語併記の定款・登記申請書等を作成。作成書類を東京開業ワンストップセンターに提出（メール送付可）
- ツール未対応の一部項目は、東京開業ワンストップセンターの自治体スタッフ（通訳者）が申請書等への記入支援（記入の支援対応方法は法務省と調整中）
- 東京開業ワンストップセンターで英語/日本語併記の定款、登記申請書等を受付



金融・資産運用特区実現パッケージ
(2024.6)
英語での申請が完結するよう、
2024年度中に所要の措置を講ずる

東京開業
ワンストップ
センター
Tokyo One-Stop
Business Establishment Center

※港区赤坂に設置（渋谷と有楽町にもサテライトセンターを設置）

- 法人設立や事業開始時に必要な行政手続を、**1か所で実施**
- 各省庁から派遣された相談員が申請書類の受付までサポート



英語による申請受付：実施中



今回拡充

「東京テレワーク推進センター」の事業終了等について

これまでの取組

- 東京における「働き方改革」の起爆剤として、平成29年7月に「東京テレワーク推進センター」を設置
- 国との連携により、テレワーク導入に係る情報提供、相談サービス等をワンストップで実施
- 本センター事業のほか、都では専門家派遣や助成金等も行い、テレワークの導入・定着を強力に推進



東京テレワーク推進センター 体験コーナー

- テレワークの導入率はセンター設置時と比べ約10倍
 - 一方、企業では、出社とのバランスや、導入困難な職種・現場への配慮など新たな悩みも
- ⇒導入率80%の目標達成に向け、新たなアプローチが必要

都内企業のテレワークの導入率

6.8% 60.1%

6.8%

平成29年

令和5年

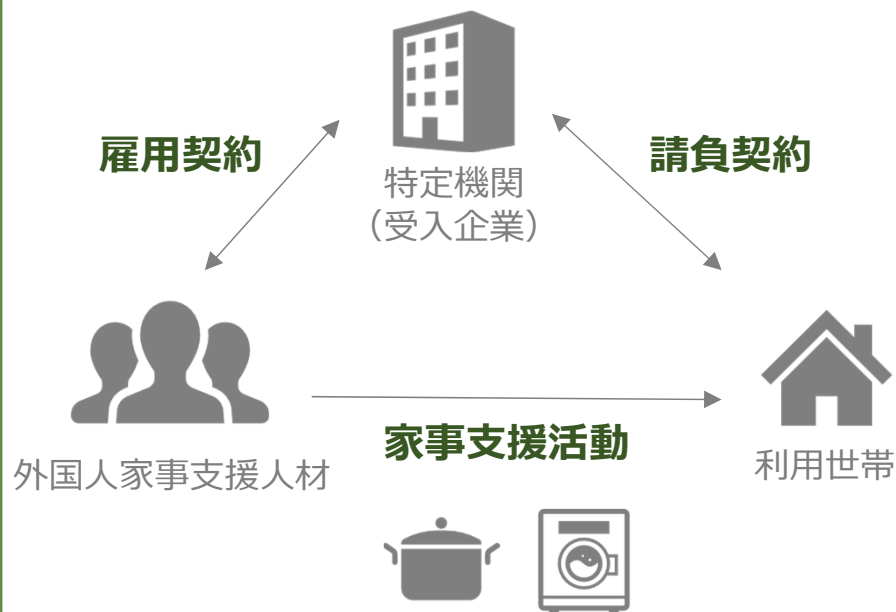
※従業員数30人以上の都内企業

取組の方向性

- ◎テレワークの推進拠点は、設置当初の目的を達成したため、より自由度の高い働き方で新たな価値の創造にもつなげる「A B W」の推進へ施策をシフト
⇒令和6年度末で「東京テレワーク推進センター」を終了 (Activity Based Working)
- ◎テレワークの更なる導入・定着に向け、導入が困難な職場を重点的に支援
⇒現場作業等への配慮など従業員間のバランスも踏まえたテレワークのルール作りを後押し

事業の概要

女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特別区域内において、第三者管理協議会による管理体制の下、家事支援活動を行う外国人を特定機関が雇用契約に基づいて受け入れる事業



受入実績（東京都内）

2016年 9月 区域計画認定
2017年 2月 事業者の適合性を認定
同年 5月 家事支援サービス提供開始

→ これまでに累計 **1,594名**を受け入れ
(2024年10月1日時点)

外国人材の住居に関する現状と課題

- 「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針」により、受入企業（特定機関）は、外国人材のために住居を確保しなければならず、確保場所は、**「事業実施区域を含む都道府県内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合は当該区域内）」**とされている。
- また、特定機関は外国人材を本社または直営事業所（事業所等）で直接雇用するため、住居⇔事業所等の交通アクセスも考慮する必要がある
- 現行、東京都内の特定機関は、**「東京都」及び「神奈川県」**に住居を確保することとなっているが、隣接する**「埼玉県」**のニーズも高い。

区域計画を変更し、埼玉県でも住居確保可能とする。

なお、特定機関から確保しようとする住居の場所が、**事業所等や利用世帯と著しく離れている申請が東京都第三者管理協議会にされた場合、外国人家事支援人材が仕事や日常生活において著しい不便を生じないように調整をはかる**

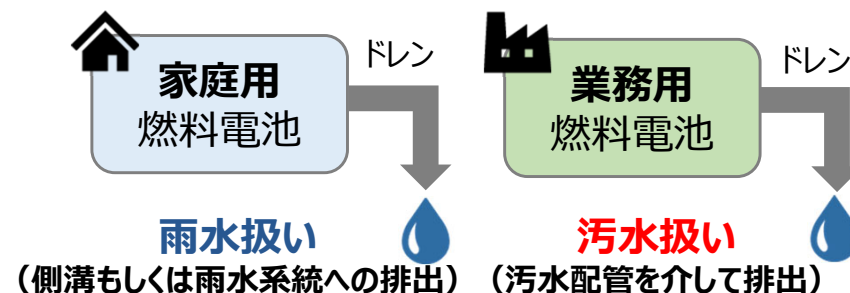
提案の背景

- 東京都は、2030年の「カーボンハーフ」、2050年の「カーボンニュートラル」に向け、取り組みを加速
- 東京都で排出される温室効果ガスの大半は、発電時等に燃料を燃焼させることで排出されるエネルギー起源CO₂

- カーボンニュートラル実現に向け、エネルギー起源CO₂の削減が不可欠
- CO₂排出量削減効果の高い燃料電池の活用が注目される中、家庭用に加え、業務用燃料電池も普及が進んできている。

ドレン排水に関する規制の現状

業務用燃料電池のドレン排水 = **污水扱い**



<ドレン排水>

- 燃料電池で発電した際に発生する排水
- 原則、下水道法上の「污水」と定義されるが、家庭用燃料電池については、特例で雨水として排出することが認められている。

設置場所近くに污水配管がない場合、
配管工事が必要となり、導入コストが増加

提案

一定の条件を満たす業務用燃料電池について、
ドレン排水を**雨水として排出**することを可能とする

適用条件案

- ✓ 家庭用燃料電池と同程度の規模（定格出力が10kW未満）であること（小規模の小売店、飲食店等）
- ✓ 一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器及び「JIAドレン検査基準対応品」であること

効果

業務用燃料電池
の導入コスト低減

業務用燃料電池
の普及促進